

大和市文化財保護指導委員設置規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第35号

大和市文化財保護指導委員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市文化財保護指導委員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第191条第1項の規定に基づき、本市に大和市文化財保護指導委員（以下「指導委員」という。）を設置する。

(委嘱)

第3条 指導委員は、学識経験者又は市域の歴史及び文化財について十分な知見を持つ者のうちから、市長が委嘱する。

(定数)

第4条 指導委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱及び辞任)

第6条 市長は、指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指導委員を解嘱することができる。

(1) 第8条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障により職務の遂行に支障があると認められるとき。

(3) その他職務に必要な適格性を欠くとき。

2 指導委員は、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(職務)

第7条 指導委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 市域の文化財について、随時巡視を行うこと。

- (2) 文化財の所有者、権原に基づく文化財の占有者、文化財の保存に当たる者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言を行うこと。
- (3) 市民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(服務等)

第8条 指導委員は、関係法令を遵守し、その職務を適切に遂行しなければならない。

- 2 指導委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(所管)

第9条 指導委員の所管は、文化財保護主管課とする。

(報酬及び費用弁償)

第10条 指導委員の報酬及び費用弁償については、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）に定めるところによる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後に最初に委嘱される指導委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年7月31日までとする。